

議第 6 号

令和 7 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計は次のとおり、令和 7 年度下呂市立金山病院事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 100,000 千円

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。